

(公 印 省 略)
高 第 1 2 8 6 号
平成 2 1 年 7 月 1 7 日

各市町介護保険担当課長 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

訪問介護における「散歩」、「緊急時訪問介護加算」及び居宅介護支援における「独居高齢者加算」の取扱いについて（通知）

標記のことについては、多くの事業者から個々の事例の算定可否や算定が可能な具体例についての問い合わせが寄せられていることから、下記により、算定要件及び取扱いについて整理しましたので、今後の事業者指導にご活用いただくとともに、各サービス提供事業所に対しても周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知内容については、次の県ホームページにおいても掲載していますのでご覧ください。(http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18_000000050.html)

記

- ・ 訪問介護における散歩の取扱いについて（別紙 1 ）
- ・ 訪問介護における緊急時訪問介護加算の取扱いについて（別紙 2 ）
- ・ 居宅介護支援における独居高齢者加算の取扱いについて（別紙 3 ）

兵庫県健康福祉部社会福祉局 高齢社会課介護事業者係 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL(078)362-9117 FAX(078)362-9470
--